

## ●【市従中央委員会】年度当初に決意 ―（経営形態）市側との交渉体制の強化を



市従は9日、ヴィアールホールで第1回中央委員会を開き、上谷高正・執行委員長が年度当初にあたっての決意を訴えた。

上谷委員長は、経営形態の変更問題について「支部との連携のもと、組合員の身分・労働条件などの基本的な事項とともに、住民生活に直結する家庭系ごみ収集・輸送事業のあり方について市側姿勢を追及してきた。家庭系ごみ収集・輸送事業の民間化については当初の考え方から若干変更されてきているが、組合員の身分・勤務労働条件の変更であり十分な労使交渉を行わなければならない。秋の決算市会での議論が大きな岐路になることは必至であり正念場。引き続き、市側との交渉体制の強化と市会対策に全力をあげて取り組んでいく」と訴えた。

当面する現業統一闘争については「多様化する市民ニーズへの対応と地域社会が必要とする『質の高い公共サービス』を提供するため現業職場活性化運動を推進し、これまで培ってきた技術・技能、知識や経験にもとづく『現場力』を強化するとともに『新たな技能職』としての『職の確立』を基本に運動を進め、取り組みの強化をはかる」と述べた。

来年春の統一自治体選挙、秋の大阪市長選挙・大阪府知事選挙については「政治活動・議会勢力によって、私たちの勤務・労働条件が直接的に大きく影響することを身をもって経験した。その意味でも政治闘争は非常に重要な取り組みである。反維新勢力の拡大と私たちが推せんする候補の必勝にむけ、法令遵守のもと、絶大なる組合員ご家族のご支援・ご協力をお願いしたい」と訴えた。

最後に「市従は戦後、再結成して今日まで69年が経過し、労働組合として公共サービスを担う自治体労働者として、その時代時代にみずからが改革を進めてきた。私たちは今後も公共サービスを提供する労働者として、本来の自治体として担うべき公共サービスのあり方、市民・住民から必要とされる労働を確立していかなければならない。取り巻く状況は厳しいが、市従の伝統である『統一と団結』でこの難局を乗り切る決意だ。今後とも、よりいっそうの結集をお願いしたい」と締めくくった。

中央委員会では、8月の松原市議会議員選挙で初当選したこうもと晋一さんと今回選挙を持って勇退した中野のぼるさんが駆け付け、それぞれ御礼の言葉を述べた。こうもとさんは「中野さんが守ってこられたものを未来へと繋げていきます。変わらぬご支援をお願いします」と述べた。

中野さんは「24年間、市従の旗のもとで活動できたことが何よりの誇り。すべての組合員の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました」と述べた。

中野さんは「24年間、市従の旗のもとで活動できたことが何よりの誇り。すべての組合員の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました」と述べた。

**（写真 = 中央委員会では10月11日に大会を行うことを決定した）**

## ●【大阪地裁】市に処分取消と損害賠償命じる（組合事務所不許可処分取消訴訟）



大阪地方裁判所（地裁）は10日、組合事務所退去事件に関し、大阪市に不許可処分の取り消しと計350万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。

この訴訟は2012年2月、当時、大阪市府内にあった市労連ならびに関係組合（市従、市職、学給労、学職労・学職組）事務所の使用許可申請を同年4月から不許可にすると市から一方的に退去通告されたことに対し、地裁に不許可

処分の取り消しと損害賠償を求めているもので、判決で中垣内健治・裁判長は「不許可処分では、重視すべきでない考慮要素（行政事務スペースとしての使用の必要性）を重視するなど、考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠いている。また、当然考慮すべき事項（職員の団結権等に与える影響）を十分考慮しておらず、結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと言える。市長の裁量権を逸脱・濫用するものであり判断するまでもなく違法」と指摘した。

また、市条例で組合への便宜供与を禁止していることについても「市長の組合への便宜供与禁止の指示は、組合活動に深刻な支障が生じ、団結権等が侵害されることを認識し、これを侵害する意図をも有していた。これまで労使関係に問題が生じてこなかった組合が、条例で便宜供与を廃止されることに何の合理的根拠も認め難いことは明らかだ」と述べた。

事務所退去事件は、準司法機関である大阪府労働委員会（府労委）が昨年9月（団交拒否）と今年2月（事務所退去）にも市の行為を不当労働行為と認め、組合の主張を全面的に認める救済命令を交付しているが（市は中央労働委員会へ再審査申立）、大阪市問題をめぐる司法判断としては今回が初めて。

市労連・自治労大阪府本部・弁護団の三者は同日、地裁で記者会見を開き「市は控訴することなく速やかに労働組合に対する敵対姿勢をあらため、正常な労使関係を回復することを求める」などの声明を発表した。

橋下市長は翌11日、記者団に対し「（地裁判決は）これまでの市と組合の関係についての認識がたりない。最高裁判所（最高裁）で確定すべきだ」と述べ、大阪高等裁判所（高裁）へ控訴する考えを示すとともに、高裁判決内容によっては最高裁への上告も視野に対応することを示唆した。

市条例では、損害賠償額が500万円以下の訴訟については市長が専決処分できるとして議会承認は必要とならない。

**（写真 = 記者会見に臨む三者）**

## ●【市労連】市人事委員会勧告にむけた申し入れ — 組合要求主旨の反映を

市労連は3日、市人事委員会に対し2014年度の人事委員会勧告にむけた申し入れを行い、人事院勧告に容易に追随することなく組合の要求主旨を受け止め、今年の勧告に十分反映するよう強く要請した。

申し入れで市労連は、人事院が安易に勧告した「給与制度の総合的見直し」に追随することなく、精確な公民水準比較を行ったうえで勧告するよう求めるとともに、今年の勧告にむけた基本的な姿勢、調査作業の進捗状況と特徴点、現時点での勧告時期などについて明らかにするよう求めた。また「給料月額削減措置」を継続実施していることに対し「勧告とは別で取り組んでいる給料カットは直ちに終了するべきであり、人事委員会として終了する勧告を行うべきである」と指摘し見解をただした。

人事委員会は「本市の給与制度が国や他都市の状況、地方公務員法に定められた給与決定の諸原則の観点から、適切なものとなるよう勧告したい。勧告時期は昨年並みの日程を勘案しつつ努力する」と述べた。

「減額措置」については「現在の給与減額措置は条例上2015年3月までとされているが、長期にわたる給与減額措置は職員の士気に影響をおよぼすことも懸念されるため、今後の動向を注視し必要な意見を付していきたい」と答えた。

## ●【府本部現評総会】変化する情勢への対応を — 新しい取り組みにも挑戦



自治労大阪府本部現業評議会は10日、PLP会館で定期総会を開き、当面する現業・公企統一闘争の取り組みなど2015年度の運動方針を決定した。役員体制では引き続き西田彰・議長（枚方市職）、石川晋一・事務局長（泉北環境労組）体制を確認、市従出身の西川徹二・副議長も再任となった。

西田議長はあいさつで「変化する情勢に私たちも変わっていくべき。今までどおりの会議の進め方

ではなく新しい取り組みも必要だ」と述べた。

来賓には、石子雅章・自治労大阪府本部執行委員長、藤本初雄・自治労本部現評議長（市従副執行委員長）が駆け付け、それぞれあいさつを受けた。

その後、経過報告、各部会の活動方針や当面する2014年現業・公企統一闘争の取り組みなど2015年度運動方針を提案、圧倒的賛成多数で決定した。

最後に「地域に密着し、住民に真に必要とされる公共サービスの充実と発展のため、現場から挑戦し全力で取り組む」などとする総会宣言を採択、西田議長の団結がんばろう三唱で総会を締めくくった（市従からは15人が参加）。

**（写真 = あいさつする西田議長）**

## ● 証拠開示にむけ各地でも取り組みを



部落解放共闘近畿ブロックと九州ブロックの第 28 回交流会が 5 日から 6 日にかけて滋賀県彦根市で開かれ、両ブロックから約 100 人が参加した。

あいさつに立った坂本三郎・部落解放同盟兵庫県連委員長は「石川さんが逮捕され 51 年が経過した。三者協議については大きな進展はないが、裁判所から検察側に証拠開示の要請をしており今一度、各地での取り組みを実施していただきたい」と訴えた。

交流会では基調提案ののち、各ブロックからの活動報告、また地元報告として丸本・滋賀県民会議事務局次長から「滋賀県における部落解放運動の現状」と題し、戦前からの活動経過や県内で起きた差別事件などを報告も行われた。

2 日目には、彦根市地域総合センター人権・福祉交流会館、滋賀県平和資料館と戦跡見学のフィールドワークも行われた。

(写真 = あいさつする高橋定・大阪府連執行委員)

## ● あふた〜ざか〜にばる

みんなの「おもしろいあだな・愛称」…おにぎり…パイナポオ…ボラギノール…イモ…パーヤン…オジョー…ジミー…大西ライオン…あご虫…カップ…エビちゃん…師匠…ジバニャン…くっすん…びゃーむ…山P…とっちゃん…ゲタ…エリンギ…ミンチ…勘助…たんげちゃん…ガンジー…パチパチ…ポン十郎…菊ちゃん…山ちゃん…鶴ちゃん…ピーコちゃん…タッキー…ドルチン…ちょちゅうろう…不死身のまっさん…ホトケの玄さん…南海のハブ…屁こき三良…カク・ガリオ…ジョニーデッパ…尺八の伸ちゃん…インジャン・ジョー…かかと落としのできないアンディフグ…天狗忍者…電球…(JOE)